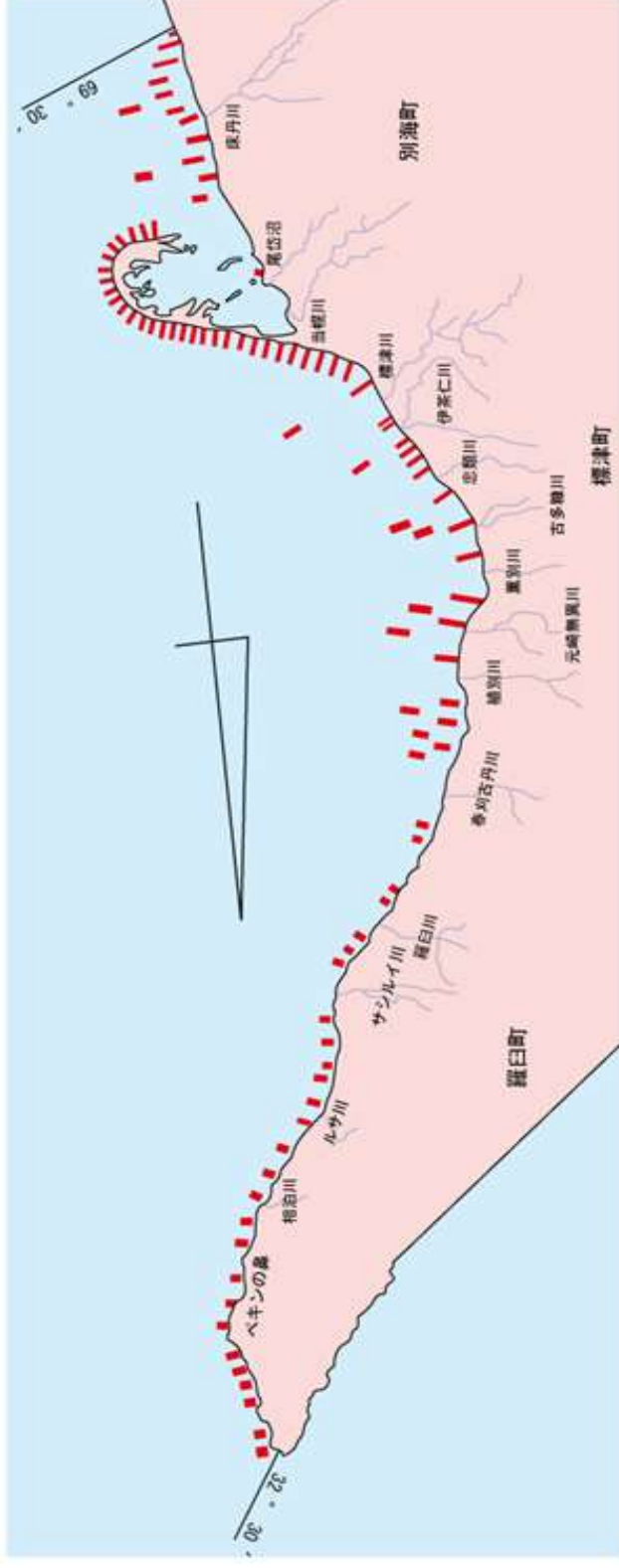


指示番号	発動年月日	指示内容	制限区域	制限期間	備考																			
第2号	令和6年7月4日	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。	根室振興局管内忠類川河口付近で、右表に掲げる区域において、右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。 ただし、北海道海面漁業調整規則第52条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りではない。	令和6年8月3日から 令和6年11月4日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">区 域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">河口及び沿岸</th> <th colspan="2">方位（真方位）</th> <th rowspan="2">沖合</th> </tr> <tr> <th>左海岸</th> <th>右海岸</th> <th>左方</th> <th>右方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m</td> <td>500m</td> <td>58° 50′</td> <td>58° 50′</td> <td>500m</td> </tr> </tbody> </table>	区 域					河口及び沿岸		方位（真方位）		沖合	左海岸	右海岸	左方	右方	500m	500m	58° 50′	58° 50′	500m
区 域																								
河口及び沿岸		方位（真方位）		沖合																				
左海岸	右海岸	左方	右方																					
500m	500m	58° 50′	58° 50′	500m																				
第3号	令和6年7月4日	野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港南防波堤南東角の点を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域。	令和6年8月20日から 令和6年10月31日まで	禁止区域における「船舶」を使用し て行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕をしてはならない。																			
第4号	令和6年7月4日	ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	根室振興局管内風蓮湖内の基点1から基点46の各点を順に結ぶ線と基点46と基点1を結ぶ線に囲まれた区域において、ニシンを採捕してはならない。	令和6年9月20日から 令和6年12月31日まで																				
第5号	令和6年7月4日	根室海峡北部海域における定置漁業の保護について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。	斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賛」から真方位69度30分の線に囲まれた海域に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。	令和6年8月20日から 令和6年11月30日まで	定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。 ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣り漁業は除く。																			
第6号	令和6年7月4日	根室振興局管内植別川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。	根室振興局管内植別川河口付近で、別表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間はさけ及びますを採捕してはならない。 ただし、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	令和6年10月1日から 令和6年11月30日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">区 域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">河口及び沿岸</th> <th colspan="2">方位（真方位）</th> <th rowspan="2">沖合</th> </tr> <tr> <th>左海岸</th> <th>右海岸</th> <th>左方</th> <th>右方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目梨郡羅臼町峰浜町172番地の2地先に知事が建設した標柱の位置</td> <td>標津郡標津町宇崎無異6番地の3地先に知事が建設した標柱の位置</td> <td>80° 51′</td> <td>105° 00′</td> <td>500m</td> </tr> </tbody> </table>	区 域					河口及び沿岸		方位（真方位）		沖合	左海岸	右海岸	左方	右方	目梨郡羅臼町峰浜町172番地の2地先に知事が建設した標柱の位置	標津郡標津町宇崎無異6番地の3地先に知事が建設した標柱の位置	80° 51′	105° 00′	500m
区 域																								
河口及び沿岸		方位（真方位）		沖合																				
左海岸	右海岸	左方	右方																					
目梨郡羅臼町峰浜町172番地の2地先に知事が建設した標柱の位置	標津郡標津町宇崎無異6番地の3地先に知事が建設した標柱の位置	80° 51′	105° 00′	500m																				

別図① 根室海峡北部海域の定置漁具配置概略図



別図② 野付湾内禁止区域概略図



別図③ 風蓮湖内ニシン採捕禁止区域概略図

